

仕様書

1 目的

この業務は、広島市立病院機構広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）内の病棟及び手術室等で使用するタオル及び手術衣等の衛生的かつ円滑な運用を図るため、実施するものである。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 洗濯物 病院内の病棟及び手術室等で使用するタオル及び手術衣等
- (2) 従業員 受注者が雇用し、この業務に従事する者

3 業務の内容

受注者は、次に掲げるとおり、洗濯物を洗濯（乾燥及び仕上げ作業を含む。以下同じ。）、消毒及び納品すること。

なお、医療施設の特殊性を認識し、洗濯物を衛生的かつ清潔に管理すること。

(1) 実施場所

受注者は、別図上の斜線の範囲内の施設及び設備（以下「設備等」という。）を使用して、業務を実施すること。ただし、設備等の処理能力を超える洗濯物については、発注者の許可を得てこれを適切な施設（病院専門の洗濯施設又は洗濯物とその他の物を区別して衛生的に処理できる構造設備を有するものをいう。）で実施することができるものとする。

(2) 洗濯物の品目及び数量

この業務で取り扱う洗濯物の品目及び数量は、概ね別紙1のとおりとする。ただし、患者数及び病床数の増減並びに組織の変更その他の理由により、多少の変動があることに留意すること。

なお、別紙1に掲げる洗濯物のほか、患者が所有する洗濯物を取り扱うこと。

(3) 洗濯及び消毒

ア 洗濯物の収集及び場所は、別紙2のとおりである。

なお、発注者は、体液等で汚染された洗濯物及び結核等重大な感染症を招くおそれのある洗濯物については、ビニール袋等に包装し、受注者に引き渡すものとする。

イ この業務で使用する洗剤は無リン性のものとし、使用にあたっては品名、成分を発注者に報告し、承認を得ること。

ウ 破れ、ほころび及びボタン等の取れたもの並びにファスナーの壊れたもの等については、補修すること。

エ 東8A病棟の洗濯物のうち、発注者が別に指定するものについては、東棟地下1階中央滅菌室に運搬すること。

(4) 納品

ア 洗濯物は、別紙2のとおり病棟等毎で分類し、完全な状態に仕上げて納品すること。

イ 手術室の洗濯物は、発注者が別に指示するたたみ方により、納品すること。

ウ 東8A病棟の看護衣は、皺がないようプレスのうえ、完全な状態に仕上げ、納品すること。

エ 納品時は、発注者の検査を受けること。

オ 前項の検査の結果、不合格となる洗濯物があったときは、再度洗濯等を実施し、発注者の再検査を受けること。

カ 洗濯物を紛失又は損傷等をしたときは、発注者に連絡するとともに、その損害の相当額を賠償すること。

4 設備等の使用

受注者は、設備等は無償で使用できるものとする。ただし、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 設備等を善良なる管理者の注意をもって使用し、発注者の許可なく原状を変更しないこと。
- (2) 発注者の承認なく設備等をこの業務以外の用に供しないこと。
- (3) 発注者の承認なく設備等を第三者に使用させないこと。
- (4) 受注者の責めに帰すべき理由により、設備等又は附属する器物を滅失又はき損したときは、発注者の認定に基づき、その損害の相当額を賠償すること。

5 従業員

受注者は、次に掲げるとおり、従業員の健康及び安全管理を徹底し、研修等を実施すること。

なお、3(1)に定める実施場所において、この業務に従事する従業員の氏名等を発注者に書面で通知するものとし、これに変更があったときも同様とする。

- (1) 従業員の健康管理に留意し、法令の定めるところにより、健康診断等を実施すること。
- (2) 消毒薬等を使用するとき及び感染の恐れのある洗濯物を扱うときは、従業員の感染及び事故防止に十分留意し、従業員への研修及び安全指導を実施すること。万が一感染又は事故が発生した場合には、遅滞なく発注者へ連絡すること。
- (3) 洗濯物への針の混入による針刺し事故防止に十分留意し、従業員への安全指導を実施すること。万が一針刺し事故が発生した場合には、遅滞なく発注者へ連絡すること。

6 費用負担

この業務の実施に必要な経費は、受注者が負担すること。ただし、次に掲げる費用は、発注者が負担するものとする。

- (1) 通常使用において生じた設備等の補修費
- (2) 光熱水費
- (3) この業務に関する市内電話料

7 業務実施報告書

受注者は、広島市立病院機構契約約款第12条に定める業務実施報告書に、別紙1に掲げる品目毎に月間の納品数を記載し、翌月10日（3月分は3月31日）までに発注者に提出すること。

8 その他

- (1) 発注者及び受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い、洗濯物を取り扱うものとする。
- (2) 受注者は、クリーニング業法に基づく諸監督機関への届出事項が必要であるときは、これを遅滞なく実施すること。
- (3) 春の大型連休及び年末年始等長期間の休日においては、発注者の業務に支障が生じないように、この業務を実施すること。
なお、中央滅菌室及び東8A病棟等の業務と調整のうえ、当該期間における実施日を決定すること。
- (4) 受注者は、火災盗難の防止、風紀衛生に注意し、作業終了後は、火気の点検、窓及び出入口等の施錠を確実に実施すること。
- (5) 別紙1に掲げる数量が継続して著しく増減したときは、発注者及び受注者はいずれかの求めに応じて、仕様及び委託契約金額の変更について協議に応じるものとする。
- (6) 受注者は、この契約の期間の満了又は解除による終了後、新契約において別の事業者が新たな受注者となった場合は、その受注者にこの業務を適切に引き継ぐこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある事項については、発注者及び受注者の協議により、その取扱いを決定するものとする。

洗濯物の品目及び数量（1か月あたり）

○ 手術室・ICU

品目	数量（単位：枚）
手術衣外	1,028
手術衣上下	12,771
手術台シート	5,373
小タオル	493
おしぼり	1,763
帯	789
患者用手術衣	2,553

○ その他

品目	数量（単位：枚）
中材圧定布	2,406
小物	259
バスタオル	11,455
タオル	9,907
おしぼり（病棟）	23,951
包帯	5
シート（コットカバー・ベッ トカバー含む） （東8A病棟用）	357
看護衣・予防衣 （東8A病棟用）	2,195
肩枕 （東8A病棟用）	3,349
患者衣・検査衣 （放射線診断科用等）	2,953
分娩用予防衣 （東8B病棟用）	84
手袋 （滅菌室用）	274
バンパーカバー （東8A病棟用）	212

洗濯物の分類、収集、洗濯日及び納品日

分類	収集場所	納品場所	洗濯日	納品日	
2 F 中央滅菌室 3 F 手術室	シーツ（手術用） オペ着 体液等で汚染されたもの その他	2 F 中央滅菌室	2 F 中央滅菌室 3 F 手術室	月曜日から 土曜日まで	1 収集が午前中のときは、収集日当日に納品。 2 収集が午後以降のときは、収集日の翌日に納品。
東 8 A 病棟	タオル、バスタオル及びおしぼり	東 8 A 病棟	洗濯後作業室等		
	看護衣				
	シーツ				
	肩枕				
	バンパーカバー				
	レントゲン袋				
	その他				
東 8 B 病棟	タオル、バスタオル及びおしぼり	東 8 A 病棟	洗濯後作業室等		
	シーツ				
	分娩予防衣				
	その他				
その他病棟等	タオル、バスタオル及びおしぼり	洗濯室等	洗濯後作業室等		
	包帯				
	患者衣及び検査衣				
	その他				
患者が所有する洗濯物			月曜日、水曜日、金曜日		
重大な感染症を招くおそれがある洗濯物			火曜日、木曜日		

※ 収集及び納品場所並びに洗濯日は、変更となる場合があることに留意すること。